国民宿舎秋穂荘指定管理者募集要項

国民宿舎秋穂荘の指定管理者を募集します。

１　対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

（１）名　称

国民宿舎秋穂荘

（２）所在地

山口市秋穂東７６８番地１３

（３）施設の設置目的等

国民年金の被保険者の保養及び健康増進を図り、併せて一般観光客の利用に供するため、国民宿舎秋穂荘（以下「宿舎」という。）を設置する。

（４）開館時間等

①　利用時間

ア　宿泊の利用　午後４時から翌日の午前１０時まで

イ　休憩、会合等の利用　午前１０時から午後９時まで

（外来入浴：利用時間は、午前１０時から午後９時までの間で市と指定管理者が協議して決定）

※ただし、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。

②　休業日

１月４日から１月７日まで

※ただし、市長の承認を得て休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

２　指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

（１）　宿舎の維持管理に関する業務

（２）　宿舎の利用許可に関する業務

（３）　宿舎の運営企画に関する業務

（４）　その他市長が必要と認める業務

３　指定の期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

４　応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

（１）市内に事務所又は事業所等を有すること。

（２）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（３）地方自治法第 92 条の 2 及び第 142 条並びに第 166 条の規定に該当しないこと。

（４）山口市から指名停止措置を受けていないこと。

（５）市民税、法人税等を滞納していないこと。

（６）会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

（７）労働者災害補償保険に加入していること。

（８）手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと。

（９）賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。

（10）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

５　募集日程

（１）募集要項及び仕様書の配布

①　配布期間　令和元８月１日（木）～同年９月２０日（金）
　　午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日・祝日を除く）

②　配布場所　山口市交流創造部観光交流課

③　その他　　募集要項及び仕様書は市のホームページに掲載しています。

（２）現地説明会の実施

①　開催日時　令和元年８月２７日（火）　午後２時～（予定）
　　（当日は、午後１時５０分までに集合してください。）

②　開催場所　国民宿舎秋穂荘

③　参加申込方法

令和元年８月２０日（火）午後５時１５分までに参加申込書（別記様式７）により FAX または電子メールで提出してください。

FAX　083-934-2649　E-mail　kanko@city.yamaguchi.lg.jp

可能な限りご参加いただくようお願いします。なお、参加されない場合、現地説明会での説明内容を質問されても回答できませんので、あらかじめご了承ください。

④ その他

現地説明会では、質問を受け付けませんので、質問がある場合は下記の要領でお願いします。

（３）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間　令和元年８月８日（木）～同年９月２日（月）まで

② 受付方法　質問票（別記様式８）に記入の上、ＦＡＸ又は電子メールで提出してください。

FAX　083-934-2649　E-mail　kanko@city.yamaguchi.lg.jp

（４）申請書の受付

① 受付期間　令和元年９月９日（月）～２０日（金）まで（土・日・祝日を除く。各日、午後５時１５分までに必着のこと。）

② 提出場所　山口市交流創造部観光交流課

〒753-8650　山口市亀山町２―１　電話　083-934-2810

③ 提出書類

ア　指定申請書（別記様式１）

なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。

・共同企業体協定書

・委任状

イ　管理運営に関する事業計画書（別記様式２）

ウ　勤務体制表（任意様式）

エ　自主事業計画総括表（別記様式３）

オ　自主事業計画書（別記様式３－１）

カ　施設の維持管理計画書（別記様式４）

キ　収支予算書（令和２～６年度）（別記様式５）

ク　指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿（別記様式６）

ケ　定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

コ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

サ　市が交付する滞納が無いことを証明する書類

シ　過去に指定管理者の指定を受けたことがあるものについては、その実績が分かる書類

ス　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書、収支決算書及び貸借対照表その他の団体の活動の内容及び財務の状況がわかる書類

セ　申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

ソ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない

事業者は除く。）

タ　その他市長が必要と認める書類

④ 提出部数　各正本１部及び副本６部提出してください。

⑤ その他　必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、ＦＡＸでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

６　選定方法

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選考事項に沿って採点した評価値をもとに、必要最低限の選定基準を満たした上で、最も多くの委員が最も高い採点をした申請者（複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者）を、指定管理者候補者として選定します。

① 利用者の公平性・平等性の確保（１０点）

・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。

・施設利用者に対する平等性を図れる方策が具体的に提案されているか。

・障がいがある方が利用される際に、障がいに応じた適切な配慮や柔軟な対応ができる見込みがあるか。

② 施設の効用の最大限の発揮（３０点）

・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。

・実現可能な運営方針が提案されているか。

・利用者増加を図るための具体的手法は適切か。

・利用者ニーズの把握、サービス向上に係る具体的な手法が提案されているか。

・施設の特性を生かした自主事業や閑散期の取組が提案されているか。

・地元食材を活用した特色ある食事の提供が提案されているか。

・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。また、対応方法について具体的な提案がなされているか。

③ 施設運営経費の縮減（２５点）

・納付金の提案額

※本市が設定する納付予定金額は公表しません。

・施設管理、備品管理等、施設維持管理のための具体的手法は適切か。

・効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。

・収支計画は適正に見積もられているか。また、その収支計画は実現可能か。

④ 管理運営を安定して行う人的・財政的基盤（２５点）

・業務遂行に適した職員の配置がされており、業務を円滑に遂行できる職務分担が提案されているか。

・適切な勤務ローテーションが提案されているか。
・より良いサービス提供のために、職員の資質向上の取組が計画されているか。
・個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案となっているか。
・財務状況、経営基盤は健全であるか。
・類似施設での運営実績
・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がなされているか。

⑤ 市の施策への貢献度（１０点）
・市の施策を踏まえた具体的提案及び実績があるか。
・市の環境施策を踏まえた方針や、その他環境配慮への活動が提案されているか。
・地域との連携・協働の実効性があるか（地域の振興や活性化に資する具体的手法）。

※ （ ）内は配点

７ 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

８ 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

（１）申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
（２）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
（３）虚偽の内容が記載されているもの
（４）その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不適当と認められるもの

９ ヒアリング

令和元年１０月中旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

10 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、ホームページで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

11　指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和元年１２月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

12　情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

13　その他

（１）提出書類はお返しできません。

（２）やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

（３）共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。また、１つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。

（４）収支予算書の作成にあたっての消費税率は、引上げ後の税率（１０％）で作成してください。

14　添付書類

①　指定申請書（別記様式１）
②　管理運営に関する事業計画書（別記様式２）
③　自主事業計画総括表（別記様式３）
④　自主事業計画書（別記様式３－１）
⑤　施設の維持管理計画書（別記様式４）
⑥　収支予算書（令和２～６年度）（別記様式５）
⑦　指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿（別記様式６）
⑧　現地説明会参加申込書（別記様式７）
⑨　応募に関する質問票（別記様式８）
⑩　国民宿舎秋穂荘指定管理者仕様書
⑪　国民宿舎秋穂荘設置及び管理条例

⑫　国民宿舎秋穂荘設置及び管理条例施行規則
⑬　山口市公の施設における指定管理者の手続等に関する条例
⑭　山口市公の施設における指定管理者の手続等に関する条例施行規則
⑮　山口市ふるさと産業振興条例
⑯　山口市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

※共同企業体として応募する場合は、上記のほか共同企業体協定書、委任状が必要となりますので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先
山口市交流創造部観光交流課
電話　０８３－９３４－２８１０
FAX　０８３－９３４－２６４９
E-mail　kanko@city.yamaguchi.lg.jp